高等学校における 支援教育推進フォーラム

と き: 令和6年 | | 月 27 日(水)午後2時~午後5時

ところ: 大阪府教育センター

次第

1. 開会あいさつ

大阪府教育庁 教育振興室 高校改革課長 建元 真治

2. 基調講演

個別的なニーズのある生徒への卒業後の社会的自立に向けた支援について

独立行政法人 国立特别支援教育総合研究所

発達障害教育推進センター総括研究員 井上 秀和

~休憩~

3. 実践報告 I

障がいにより配慮を要する生徒支援にかかる校内支援体制

府立阿倍野高等学校 教諭 三宅 良一

4. 実践報告Ⅱ

生徒とともに歩む みのひがの通級指導

府立箕面東高等学校 首席 山田 佳枝

基調講演

「個別的なニーズのある生徒への卒業後の社会的自立に向けた支援について」

独立行政法人 国立特别支援教育総合研究所

発達障害教育推進センター総括研究員 井上 秀和

〇 略歴

- 宮崎県立高等学校教諭
- 宮崎県立支援学校教諭 巡回支援担当
- 宮崎県教育研修センター、宮崎県教育庁特別支援教育課兼高校教育課 指導主事
- 国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センター 総括研究員

〇 専門分野

- 発達障がい
- 通級による指導
- 特別支援教育

○ 論文·著書等

- 発達障害のある児童生徒を対象とする通級指導教室における「信頼感」を育むことを意識した支援と指導 - 発達段階と障害種による特徴から一
- 「学びへのアクセス」という観点から見える発達障害のある児童生徒を対象とした通級指導教室の役割 -「教科の内容を取り扱いながらの自立活動の指導」の全国調査結果から一
- 発達障害のある高校生のキャリア教育・進路指導ハンドブックー就労支援編ー
- 発達障害のある高校生のキャリア教育・進路指導ハンドブックー進路支援編ー

高等学校における支援教育推進フォーラム

令和6年11月27日(水)大阪府教育センター

個別的なニーズのある生徒への 卒業後の社会的自立に向けた支援について

- I. 集団指導と個別指導
- Ⅱ. 個を意識した集団での指導・支援
- Ⅲ. 個別的な指導・支援

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センター

総括研究員 井上 秀和

次の文章の括弧内に共通して入る語句を考えてください。

(○○○○) とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことです。<u>すなわち、() は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指しています。</u> () は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言えます。 各学校においては、() が、教育課程の内外において一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという () の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていくことが必要です。

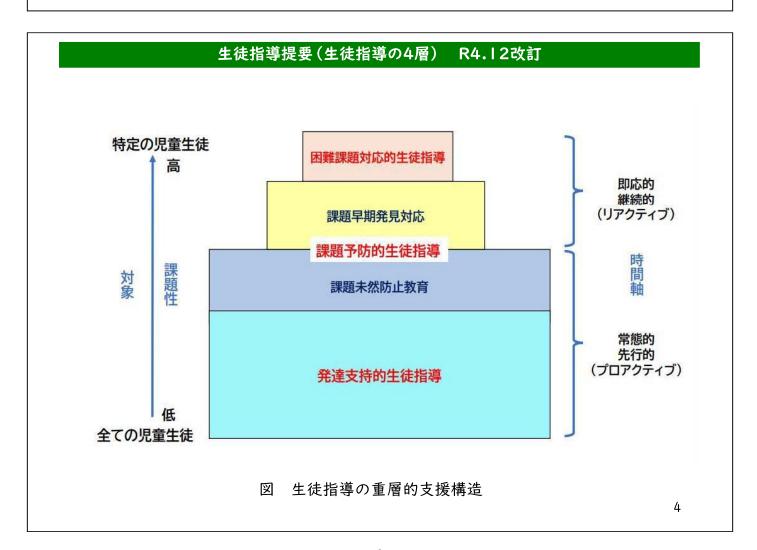
自己実現の基礎にあるのは、日常の学校生活の場面における様々な自己選択や自己決定です。そうした自己選択や自己決定の場や機会を与え、その過程において、教職員が適切に指導や援助を行うことによって、児童生徒を育てていくことにつながります。ただし、自己決定や自己選択がそのまま自己実現を意味するわけではありません。選択や決定の際によく考えることや、その結果が不本意なものになっても真摯に受け止めること、自らの選択や決定に従って努力することなどを通して、将来における自己実現を可能にする力がはぐくまれていきます。また、そうした選択や決定の結果が周りの人や物に及ぼす影響や、周りの人や物からの反応などを考慮しようとする姿勢も大切です。自己実現とは単に自分の欲求や要求を実現することにとどまらず、集団や社会の一員として認められていくことを前提とした概念だからです。

(生徒指導提要) 第 | 章第 | 節 | (平成22年3月作成)

生徒指導提要(第1章 1.2.2 令和4年12月)

発達支持的生徒指導は、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものです。発達支持的というのは、児童生徒に向き合う際の基本的な立ち位置を示しています。すなわち、あくまでも児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の過程を学校や教職員がいかに支えていくかという視点に立っています。すなわち、教職員は、児童生徒の「個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」ように働きかけます。

発達支持的生徒指導では、日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通した個と集団への働きかけが大切になります。



特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H24→R4)

| | 平成24年度 | 令和4年度 | 倍率 |
|-----------------------------|------------------|---------------------|--------|
| 義務教育段階の 全児童生徒数 | I,040万人 | 952万人 | 0.9倍 |
| 特別支援教育を 受ける児童生徒数 | 30.2万人 (2.9%) | 61.8万人 (6.5%) | 2.0倍 |
| 特別支援学校 | 6.6万人 (0.6%) | 8.2万人 (0.9%) | 1.2倍 |
| 小・中学校 (特別支援学級) | 16.4万人 (1.6%) | 35.3万人 (3.7%) | 2. 倍 |
| 小・中学校 (通常の学級) 通級による指導 | 7.2万人 (0.7%) | 18.2万人 (1.9%) ※注 | 2.5倍 |

(注)

通級による指導を受ける児童生徒数(18.2万人)は、最新の調査結果であるR3年度通年(国公私立)の値を用いている。なお、平成24年度の通級による指導を受けている児童生徒数(7.2万人)は、5月 | 日時点(公立のみ)の値。

令和4年改訂生徒指導提要

いじめ

暴力行為

少年非行

児童虐待

自 殺

中途退学

不登校

性に関する課題

インターネット・携帯電話に関わる問題

多様な背景を持つ児童生徒

- ・発達障害、精神疾患、健康課題に関する理解と対応
- ・支援を要する家庭状況(経済的困難、社会的養護の 対象である児童生徒、外国人児童生徒等)

I. 集団指導と個別指導

高等学校に求められること

・社会が求める人材を育成することをめざした教育

共通して求められる力

文章や情報を正確に読み解き対話する力、科学的に思考・吟味し活 用する力、価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求力

新たな社会を牽引する人材

技術革新や価値創造の源となる飛躍知を発見・創造する人材、技術 革新と社会課題をつなげ、プラットフォームを創造する人材、様々な 分野においてAIやデータの力を最大限活用し展開できる人材等

(Society 5.0の社会像・求められる人材像、学びの在り方

・生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望などに応じた教育

課程:「全日制」、「定時制」、「通信制」

学科:「普通科」、「専門学科」、「総合学科」

教育課程:「学校設定教科・科目」

その他: 「単位制高校」、「中高一貫教育校」など

高等学校における個別的な指導・支援

- ・ 高等学校においても特別支援学校への就学相当である学校教育法施行令 第22条の3に規定する障害の程度に該当する一部の子供が、合理的配慮を 含む必要な支援を受けながら通常の学級等で学んでいる実態がある。
- ・全ての通常の学級に特別な教育的支援を必要とする子供が在籍している可能性がある。(文部科学省調査結果2022)
- ・ 特別支援教育を受ける子供が増加する中、通常の学級に在籍して通級に よる指導を受ける子供が増加している。
- ・ 高等学校の教員は、通級による指導が導入される前から、個別的な配慮 や支援が必要な生徒に対して、授業中、放課後等を活用して個別的な指導 や支援、教育相談を行ってきた。
- ・ 通級による指導の導入(2018年)により、個々の生徒の特性や障害に応じた指導・支援を教育課程に位置づけて行えるようになった。

9

令和4年改訂生徒指導提要(集団指導と個別指導)

集団指導と個別指導は、<u>集団に支えられて個が育ち、個の成長が集団を発展させるという相互作用</u>により、児童生徒の力を最大限に伸ばし、児童生徒が社会で自立するために必要な力を身に付けることができるようにするという指導原理に基づいて行われます。そのためには、<u>教職員は児童生徒を十分に理解するとともに、教職員間で指導についての共通理解を図ることが必要です。</u>

集団指導と個別指導



【集団(一斉指導)



【小集团】



【個別指導】

全体での指導や支援 (学年や学級等)

- ・互いに認め合い、 支え合える学級集団
- ・わかりやすい授業
- ・安心して意見が出せ る雰囲気

小集団での指導や支援

・個々の特性や教育的 ニーズに応じた指導

個別での指導や支援

・個々の特性や教育的 ニーズに応じた指導

 \prod

集団指導と個別指導

インクルーシブ教育システム構築に向けた校内委員会での協議~一次支援・二次支援の充実の検討~

指 導 や 支 援 0 つ な

が

4)

三次支援

二次支援

次支援

個別の指導や支援

- ~特別な支援が必要な対象の生徒に 行う支援
 - ■通級による指導



本人の願いや特性に 応じて、生活上・ 学習上の困難の改善 ・克服を目指す指導 (自立活動)

学級の中での個別的な指導や支援

- ~特別な支援が必要な生徒の安心した生活、 学びを保障する支援
 - ■担任の配慮指導
 - ■TTによる指導、少人数制指導
 - ■通級担当による入り込み指導



学級全体での指導や支援

- ~どの生徒も安心して学びやすくする支援
 - ■わかりやすい授業づくり (授業のUD化)
 - ■認め合い、支え合う学級づくり



授業の流れの見通しを示す ・周囲の励ましや期待、賞賛 を受けながら、できる・ できたという成功体験を 積み重ねる指導・支援

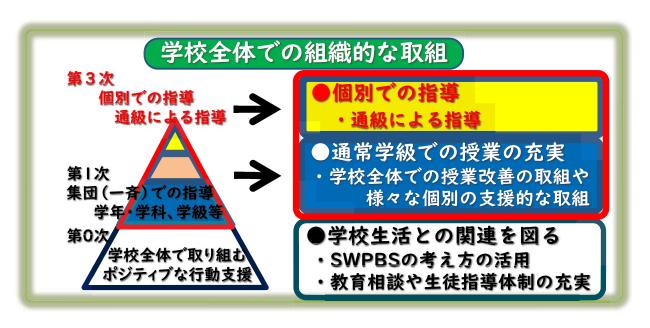
次支援が土台

…生徒の在籍学級で、通級による指導での学びを生かすことができるか?

参考: R 5 文部科学省特別支援教育教育課程研究協議会 講師資料(常葉大学·笹森洋樹氏)

集団指導と個別指導

学校全体での取組の延長としての通級による指導を導入

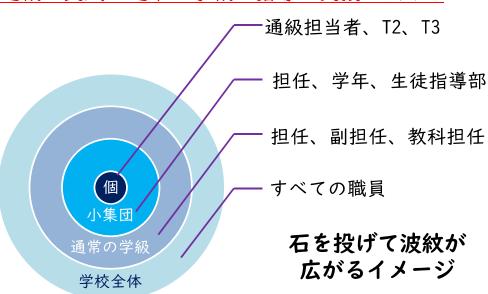


資料提供: A 高等学校(全日制職業学科)

13

集団指導と個別指導

通級の実践を通常の学級の指導・支援に広げる



※通級の教材等を通常の学級でも使用できるようにアレンジして教材集として整理 ※ティームティーチングを行うことで、T2の教員が通常の学級で実践

資料提供:B高等学校(全日制普通科)

| Ⅱ.個を意識した集団での指導・支援 |
|------------------------------|
| |
| |
| 合理的配慮について(中教審初中分科会報告(H24.7)) |
| 中中のナフフ供い 小のフ供いで放っ 「牧ちナガル」フザが |

<u>障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」</u> を享有・行使することを確保するために、

- ・学校の設置者及び<u>学校が必要かつ適当な変更・調整を行う</u> こと
- ・障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に<u>個別に必要とされるもの</u>
- ・学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、 均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

合理的配慮について

「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点(※)を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。(中教審初中分科会報告(H24.7))

【障害者差別解消法(H25.6成立、H28.4施行)】

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、<u>障害者から</u>現に社会的障壁の除去を必要としている旨の<u>意思の表明があった場合</u>において、<u>その実施に伴う負担が過重でないとき</u>は、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ<u>合理的な配慮をしなければならない</u>。(第7条第2項)

17

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」: 障害のある子供に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、 国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。 これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの 環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校におい て、障害のある子供に対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

学校における合理的配慮の観点(3観点11項目) ①教育内容・方法 - 1 教育内容 ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 ①-1-2 学習内容の変更・調整 ① - 1 - 2 チョウゼン 2 セーラー 2 教育方法 ① - 2 - 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 ① - 2 - 2 学習機会や体験の確保 ① - 2 - 3 心理面・健康面の配慮 ②支援体制 専門性のある指導体制の整備 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るため の配は 災害時等の支援体制の整備 ③施設・設備 校内環境のバリアフリー 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・ 設備の配慮 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮 基礎的環境整備(8観点) ①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用 ②専門性のある指導体制の確保 ③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導 ④教材の確保 ⑤施設・設備の整備 ル設・設備の主機 専門性のある教員、支援員等の人的配置)個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導 8交流及び共同学習の推進

合理的配慮と基礎的環境整備の関係 者・学校が実施)を備(基礎的環境整備) 整備(基礎的環境整備) 整備(基礎的環境整備)

Nothing about us without us

「それまでの支援」と「合理的配慮の提供」

<それまでの支援>

<合理的配慮の提供>

※ 学校教育においては、当事者の申し出が難しいと判断されるため保護者の意見も最大限尊重する。

19

支援のポイントを探しましょう!

授業の準備(持参物・使用教材の確認)



<支援のポイント>

学習で使用する教材や プリントに教科名と番号 をつけ、次の時間に必要 なものを知らせる。

<支援の背景>

- 生徒が忘れないように板書 ⇒ ノートに転記
- 年度初めに教科書を生徒に渡す際、記入
- 特性のある生徒への対応

21

教室全体への配慮(聴覚的な刺激の軽減)





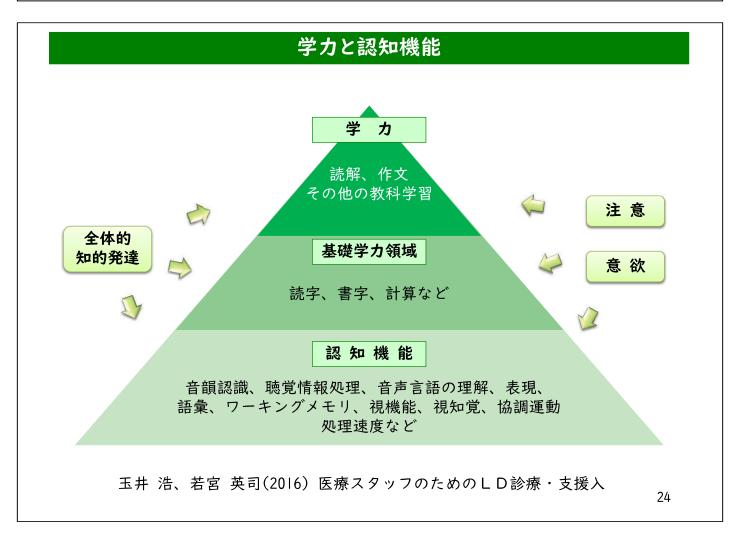
<支援のポイント>

椅子や机が床に擦れる音を軽減するためにテニスボールを脚に取り付ける。

<支援の背景>

- 難聴の生徒のための騒音軽減措置
- 他の生徒にも有効

困難さの背景を考える(認知機能への注目) 注意制御 ワーキングメモリ (作業記憶) Output Input 見る(視覚) 話す 注意 運動 認知 知覚 聴く(聴覚) 書く 制御 記憶・学習・思考・判断 制御 臭う(嗅覚) 行動する 触る (触覚) 感情を表す 味わう(味覚) 長期記憶 認知機能の見える化プロジェクト https://cogniscale.jp/characteristics/ 23



例えば、視覚優位と聴覚優位な方は・・・

【視覚優位の方】

- 人の顔を覚えるのが得意(思い出しやすい)
- 絵、写真、グラフ、動画など視覚的に示されたものを理解しやすい
- 絵を描くことが得意であることが比較的多い
- 漢字を部首で覚えるのが得意
- 文字だけの文章題を苦手とする
- 漢字を似た字と間違えて書いてしまう
- 場面は思い出せるけど、細かい会話の内容が思い出せない

【聴覚優位の方】

- 口頭指示の理解が得意
- 音楽を聴いているとすぐに歌詞を覚える
- 英語のリスニングが得意
- 初めて会う人の顔を覚えるのに時間がかかる
- 音楽を聴きながら勉強することができない (頭の中で音楽が流れて、思考が邪魔をされる)
- 読みが同じ漢字と間違える

※こども発達支援研究会(令和5年II月I日閲覧) (https://kohaken.net/202002I3-v/)

25

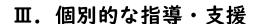
継次処理と同時処理

情報を整理したり、記憶したり、理解したりする 方法には「継次処理」と「同時処理」があると考え られ、認知処理様式と呼ばれる。

情報を I つずつ時間的な順序で、<u>連続的に処理</u>していくこと。

<同時処理>

一度に与えられた多くの情報を空間的、 全体的に統合し処理していくこと。



学校教育法施行規則第百四十条

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるもの (※)を教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、・・・第八十三条及び第八十四条並びに第百七条・・・の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

※ 平成25年10月4日 文部科学省 初等中等教育局長通知 (25文科初第756号)より

- ・言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、 学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病 弱者及び身体虚弱者
- ・通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を 必要とする程度の者
- ・障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する 教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医によ る診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総 合的かつ慎重に行う
- ・通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断する

29

高等学校学習指導要領

第 | 章 総則

第5款 生徒の発達の支援

- 2 特別な配慮を必要とする生徒への指導
- (1) 障害のある生徒などへの指導
- イ 障害のある生徒に対して、学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、障害に応じ た特別の指導(以下「通級による指導」という。)を行う 場合には、学校教育法施行規則第 129 条の規定により定 める現行の特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す 自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、 指導を行うものとする。 その際、通級による指導が効果的 に行 われるよう、各教科・科目等と通級による指導との 関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとす る。

特別支援学校高等部学習指導要領

目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し,障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識,技能,態度及び習慣を養い,もって心身の調和的発達の基盤を培う。

<6区分>

- ・健康の保持
- ・心理的な安定
- ・人間関係の形成
- ・環境の把握
- ・身体の動き
- ・コミュニケーション
- ・目標と内容(6区分 27 項目)について、個々の生徒の障害の状態や発達の程度等に応じて、実態把握をもとに、指導目標を設定
- ・目標と内容全てを取り扱うのではなく、個々の生徒に応じた オーダーメイドの指導

個々の生徒への指導・支援

■落ち着ける環境を保障する

- → 自分に合ったペースで学べる環境を保障する
- → 友達と比べない、個人のがんばりを評価する

■自分に合った学び方を知る

- → 誤学習による苦手意識を根付かせない
- → 失敗を成功に変える経験を積ませる

■うまくいかないときの対応方法を学ぶ

- → わからないことは教えてもらえばよいことを教える
- → 失敗しても大丈夫という気持ちを育てる

特性を活かす理解と環境を調整する視点が重要 (弱みを強みでカバーする)

個々の生徒への指導・支援

■ライフスキルに関すること

挨拶、整理整頓、身辺自立、時間の概念、健康管理、 金銭管理、電話応対、メモの取り方、スケジュール管理、 余暇活動など

■ソーシャルスキルに関すること

対人関係スキル、ストレスコーピング、状況判断、 問題解決能力、援助要請の仕方 など

■学習スキルに関すること

認知特性に応じた学習方法の習得、知識や情報の補充、 認知機能強化、手先の巧緻性 など

■障害や自己理解に関すること

障害認識、自己理解、特性理解(得意・苦手なこと)、 リフレーミング、自己評価と他者評価 など

33

進路に関する通級による指導の実践例:大学進学

~ 自閉スペクトラム症の生徒への支援 ~

【状況】

- ・自分の考えを整理して周囲に伝えることが困難
- ・自分の得意なことや好きなことの話題になると一方的に 話をする
- ・感覚過敏があり、服の肌触りや、革靴などの締め付けに 強い不快を感じる

【生徒が困っていること】

- ・試験当日の服装
- ・小論文で何を書いたら良いのか考えること
- ・面接の際に、順序立てて話をすること

ライフスキルに関すること

- ・生徒の生活や学習の状況に関する実態把握
- ・課題となる状況が改善した後の姿の共有
- ・授業の予習・復習に関すること(定期考査等に向けて)
- ・校内や校外模試、行事等スケジュールの把握
- ・ICT(リマインダー、生活の記録等)、メモ、付箋の活用
- ・睡眠状況の確認(スマートウォッチ等)
- ・todoリストの作成(日、週、学期、優先順位)
- ・成績を上げるための具体的な行動
- ・後回し行動への対処

資料提供: C 高等学校(全日制普通科)

35

学習スキルに関すること

- ・インプット中心の学習からアウトプットを重視した学習
- ・集中学習から分散学習へ
- ・認知特性を意識した指導・支援
- ・学習動画の有効な活用
- ・ICTを活用した学習の提案、実践(撮影した写真をテキスト化して読み上げ等)
- ・環境設定(休憩時間の設定、集中しやすい場所、スマホ との付き合い方、学習が分からないときの対処方法)

資料提供: C高等学校(全日制普通科)

進路等に関すること

- ・一般就労と福祉就労の違い
- ・困った時の周囲への依頼
- ・ 周囲から依頼があった際の対応 (断り方を含む)
- ・受験時の配慮に向けた情報収集
- ・障害学生支援室の利用に関すること ※配慮を要する学生のためのオープンキャンパスへの参加
- ・受験時、入学(入社)後に向けて(こんな時どうする?)
- ・自分の特性や必要な支援等の説明

資料提供:C高等学校(全日制普通科)

37

【基幹研究(令和元年度~2年度)】

社会とのつながりを意識した発達障害等への専門性のある支援に関する研究 ~二次的な障害の予防・低減に向けた通級による指導等の在り方に焦点を当てて~

二次的な障害への予防的な関わりとして学校教育に期待される3つの視点







国立特別支援教育総合研究所 ウェブサイト

研究成果報告書





二次的な障害への予防的な関わりとして 学校教育に期待される3つの視点

~ 学びへのアクセス ~

通常の学級での学習活動への参加をスムーズにし、障害による障壁をなくし、子供の能力を最大限発揮できる状況 を創り出す

~ 自己理解を促す ~

なりたい自分を出発点に、成功体験による自信の獲得や 自己肯定感を軸として自分の良さや課題となる点への気付 きの促し、このために必要な対応を検討すること

39

生徒指導提要 第3節 青年期の心理と発達(平成22年3月

2 発達障害と思春期

(3) 自己理解の難しさ

発達障害のある児童生徒は、思春期になると多くの場合、学習活動などにおいて皆と同じように取り組めない経験の積み重ねから、自分に苦手な分野があることや他の児童生徒との違いに気付いてきます。対応の難しい場面で自分なりの試行錯誤を繰り返したり、他者からの助言を受け入れたりしながら、苦手なことに対する解決方法や対処の仕方などを身に付けていきます。また、そうしなければならないことを本人なりに理解するようになります。

発達障害のある児童生徒が将来に向けてこれからの自分の生き方を考えていく上で、発達障害としての特性を把握し、障害を個性として受け止め、自己理解を図ることが重要です。そして、身近で生活している人たちにとって、本人の障害受容をどう手伝うかが問題になってきます。

しかし、本人にとっては、それらの難しさが障害に起因するものと認めることには大きなハードルがあります。発達障害に対する社会の受け止め、理解が十分ではない現状では、障害という言葉は非常に重いもので、傷つき、悩み、不安感が高まります。障害の受容を進めることが、必ずしも社会への適応の早道ではなく、本人の自己理解の段階によっては苦しむことになるということを、周囲の者が十分に理解しておくことが重要です。

少し時間をかけて、障害特性を個性として受け止めることから、得意な面は伸ばし、苦手な面は工夫して取り組める努力を していくことに目を向け、心の面も含めて対応していくことが 大切です。





文部科学省 ウェブサイト

42

二次的な障害への予防的な関わりとして 学校教育に期待される3つの視点

~ 信頼感を育む関わり ~

安定した対人関係や困ったときに人に頼る際に必要となる 気持ちや感情を育むこと

<通級による指導>

- ・「安心感」が確保できる
- ・障害の特性や教育的ニーズを踏まえた指導ができる
- ・「受容的・肯定的に対応すること」や「話をきくこと」を とおして、安心感を与えたり、支援的に関わったりするこ とが大切にされている
- ・大人が肯定的な姿勢で子どもに向き合い、しっかり話を聞くといった経験の積み重ねができる

43

高等学校における通級による指導の充実

○ 全国の高等学校等において、<u>通級による指導が必要と判断された</u>生徒2,400人中、実際に通級による指導が行われた生徒は1,300人であり、実際に通級による指導を行わなかった生徒は1,100人となっている。その理由としては、「本人や保護者が希望しなかったため」(40.8%)、「通級による指導の担当教員の加配がつかず、巡回通級や他校通級の調整もできなかったため」(16.5%)の順となっている。

「令和2年度通級による指導状況調査結果」 (令和3年、文部科学省

特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編

障害のある幼児児童生徒は、その障害によって、各教科等において育まれる資質・能力の育成につまずきなどが生じやすい。そのため、個々の実態把握によって導かれる「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」及び「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」、いわゆる心身の調和的な発達の基盤に着目して指導するものが自立活動であり、自立活動の指導が各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っている。

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編(幼稚部・小学部・中学部)平成30年3月

45

発達障害教育推進センター(https://cpedd.nise.go.jp/





実践報告 I·Ⅱ

高等学校における支援教育推進フォーラム 11月27日(水) 実践報告 三宅 良一(府立阿倍野高等学校)

障がいにより配慮を要する生徒支援にかかる校内支援体制

1. はじめに

阿倍野高校は、令和3年度より電動車いすを利用する生徒が入学した。新入生は筋力の低下による運動機能障がいや心機能の低下による疾患があった。また、側弯症の進行による痛みに配慮しながら生活を支援した。本校の課題と介助員との協働について実践報告をおこなう。

府立高校には障がいにより配慮が必要な生徒が 入学している。しかし、各校の実践例を知る機会は 意外と少ない。生徒受け入れ時から府立学校の教員 はどのような課題を抱え、教育を実践しているのか、 本校の実践例を報告したい。

2. 本校の取り組み

入学した生徒の希望は何か。高校という集団で学習に励み、人間関係を築きながら自己実現を達成したいということだった。まず教員は生徒の希望に対してアセスメントをとることに努めた。具体的には登下校時間、体育 I・美術 I・家庭総合など実技科目の授業の受け方、トイレの環境整備が挙げられる。さらに生徒の動線を考慮した HR 教室、定期考査時の配慮、校外学習、体育大会種目を検討した。

しかし、入学段階から私たちには不安があった。 授業準備やトイレ介助、体育等で必要な着替えなど 生活支援を担う介助員の数的確保を早急に行った。 実際、介助員は学級担任や保護者と情報共有の役割 を担うなど、不可欠な存在だった。つぎの表は、本 校の登校日と行事日を示したものである。

| | R 3 | R 4 | R 5 |
|-----|-----|-----|-----|
| 登校日 | 183 | 192 | 175 |
| 行事日 | 10 | 14 | 10 |

また、各年度で目標にした支援テーマである。

| I 年生 | 高校生活のリズムに合わせた生活の定着 |
|-------|--------------------|
| 0 / 4 | 自分の将来を考える時間をもつ |
| 2年生 | 修学旅行に参加する |
| 3年生 | 進路希望の実現 |
| 3年生 | 高校と大学の接続 |

つぎの表は生徒支援に向けて本校教員と協働して

いただいた NPO 法人自立生活支援センターである。

| 1 | P法人さん | 東大阪市 |
|---|-------|------|
| 2 | A法人さん | 都島区 |
| 3 | T法人さん | 東住吉区 |
| 4 | M法人さん | 住之江区 |
| 5 | K法人さん | 東成区 |
| 6 | M法人さん | 天王寺区 |

令和3年度2学期から、週5日分の介助員の確保ができた。令和3年度は介助員を確保できなかった日が35日もあり、そこは教員が生徒支援に努めた。

| | R 3 | R 4 | R 5 |
|----------|-----|-----|-----|
| 一日 | 99 | 105 | 107 |
| 半日 | 36 | 68 | 63 |
| 登校日に活用なし | 35 | 14 | 5 |

3. 今後の取り組みの充実へ向けて

本校は、大阪府学校支援人材バンクの学校生活支援員として、20名を超える法人職員を個人登録し、自立支援に関わる外部人材の活用を図った。支援の方向性を共有するためケース会議も行うことで生徒支援は充実した。人材確保は苦労をともなうが、地域の自立生活支援センターに相談することをすすめたい。本校の生徒は学業にも励んだことで志望大学に合格した。お世話になった法人には大学生活支援サービスも引き続き担当していただいている。

本校でのこうした取り組みをふまえ、一定の生徒 支援を実現した。しかし、現実的に受け入れとなる と見通しがたたず、障がいのある生徒の受け入れに 不安を感じるかもしれない。その理由は府立学校と 福祉の協働経験が少なく、生徒を支える受け入れ体 制が構築されていない現実があると考える。今後、 多様な教育活動を展開する府立学校においても生 徒が高校に進学し、自分らしく生活していくことを 希望している。また、保護者も府立高校への進学を 希望するケースが増えている。

最後の提言として、介助員を外部人材に頼る場合、 有償ボランティアで確保する現行制度から報酬や 契約内容の見直しを図ってほしい。活用しやすい制 度が実現すると府立高校の魅力と教育力は高まる のだと思う。

生徒とともに歩む みのひがの通級指導

本日の話の流れ

- ・通級による指導とは
- ・通級による指導の開始に向けて
- ・みのひがの通級による指導
- ・今後に向けて

通級による指導とは

通級による指導とは

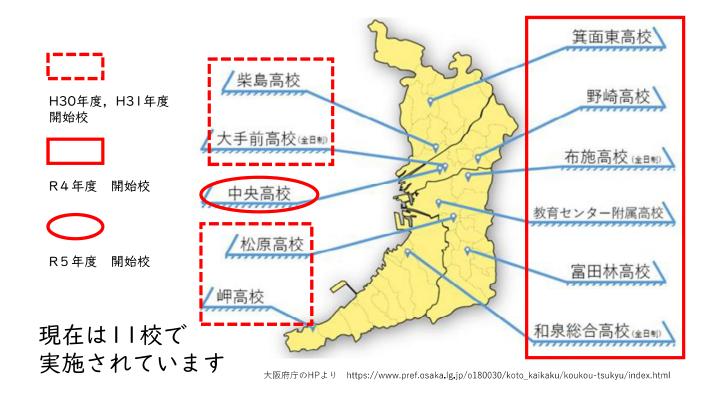


通常の学級に在籍している障がいのある生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該生徒の障がいに応じた特別の指導を特別の場で行う指導形態のことです。

大阪府立高等学校における通級による指導は、発達障がいや、その特性のある生徒を対象としています。



大阪府庁のHPより https://www.pref.osaka.lg.jp/o180030/koto_kaikaku/koukou-tsukyu/index.html



通級による指導の開始に向け

開始に向けて (R4年4月~R4年9月)

- ・実施している学校(4校)へ見学
- ・通級による指導の運営委員会へ出席
- ・校内体制の検討
- ・対象生徒の決定
- ・教室整備等の準備
- ・関連する研修への参加

みのひがの 通級による指導

校内体制

校長

教頭

生徒支援委員長

各学年の支援コーディネーター

通級指導担当

このメンバーで 対象者の決定や指導等を行っています

I 年の流れ

| | I 年 | 2年 | 3年 |
|--------|---------------|-----------|---------|
| 4 月 | 通級指導開始 or | | 継続(~2月) |
| 6月 | 保護者向け説明会 | | |
| 8月~10月 | 希望者との面談 | | |
| 10月 | | 指導継続の意思確認 | |
| 11月 | 校内で次年度の対象者の決定 | | |
| 12月~2月 | 次年度へ向けての面談 | | |
| 2月 | | | 評価 |
| 3月 | 評価・次年度へ向けての準備 | | |

通級の時間帯



通級指導をいつ行うかは 2パターンあります

- ①クラスの授業の一部に替える場合
- ②放課後等に加える場合

本校では、

- ①のパターンで行っています。理由として
 - ・確実に時間の確保ができる
- ・継続的に指導ができるという点を重視しています。

大阪府庁のHPより https://www.pref.osaka.lg.jp/o180030/koto_kaikaku/koukou-tsukyu/index.html

通級の時間帯

■選択科目の一部を「通級指導」に変更して行います

イメージ (3年生)

水曜3限,木曜4限の 選択科目の授業を 「通級指導」に変更

→年度末に2単位 として認定します

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|------|---------|--------------|--------------|---------|
| 地理総合 | 数学A | 文学国語 | 地理総合 | 体育 |
| 数学A | I群 | 体育 | 英語演習 | I群 |
| E群 | 科学と人間生活 | J群 (通級指導) | 文学国語 | 科学と人間生活 |
| E群 | 英語演習 | 総合 | J群 (通級指導) | 文学国語 |
| 文学国語 | B群 | F群 | LHR | 数学A |
| 情報活用 | B群 | F群 | 総合 | 英語演習 |

これまでの対象生徒について

R4年度(後期)

3年生 |名【個別】

R5年度(通年)

3年生 |名【個別】

R6年度(通年)

3年生 2名【集団】

2年生 2名【集団】

進級により継続

2年生 5名【集団】

生徒の状況に応じて内容を検討し、

指導を行っています!

指導内容

・自己分析

・ソーシャルスキルトレーニング

→基本的な生活に必要なスキル

→コミュニケーションゲーム など

- ・アンガーマネジメント
- ・ストレスマネジメント
- ・身体の使い方







指導の様子・エピソード

指導の様子・エピソードについてのスライドは配付資料にはありません

指導の感想(生徒より)

- ・基本的に自分のやりたいことを尊重してやってくれるから、ゆったりと過ごすことができて、 | 日に余裕ができる。
- ・通級指導があるから、学校に行こうと思える。
- ・ゆっくりと自分のペースで授業を受けることができ、 他の授業の合間の息抜きにもなり、リラックスすることができる。
- ・指導の成果で、無駄遣いが減った。

卒業生の様子

卒業生の様子についてのスライドは配付資料にはありません

通級指導と将来のつながり

- ◆自分の特性を知り、自分に適した進路を 考えるきっかけになる
- ◆卒業後、過ごしていくうえで、
 どのようなことが必要かを考えることができる
- ◆自己肯定感が高まり、 前向きに考えることができる

今後に向けて

今後に向けて

- ★生徒のウェルビーイングをめざして、 生徒とともに歩んでいく
- ★現在の実施校 | | 校とのつながりを充実させる
- ★様々な人と協力して指導を実践する
- ★持続可能な校内体制を整える

学校全体の支援力を 上げていくことが目標!

